

二、 中世古文書とその解説

進美寺文書 一—二五

(兵庫縣城崎郡日高町赤崎進美寺所藏)



(縦三四厘×横三六厘)

〔源頼朝之〕
御判

〔折〕 卷數の事、

〔折〕 其狀に載せられる也、

奉讀す 法華經三千部

一、小野時廣奉書案

〔源頼朝之〕
御判

〔折〕 卷數事、

〔折〕 被載其狀也、

奉讀 法華經三千部

觀世音經十萬卷

右、御〔折〕請取畢、國中在廳大名等、件寺有芳心、

不可致狼藉之狀、〔所仰〕如件、

建久五年五月十三日

散位小野時廣奉

〔語注〕

①御判(ゴハン)

源頼朝の袖判の花押が据えられたものか。頼朝の花押は束と月を合せた二合体の花押といわれ、年代によって多少の変化はあるが、およそ筆順はつぎのとおり

観世音經^④十萬卷

右、御^{仰する所}請取り畢ぬ、國中在廳大名等、件の寺芳心あり、狼藉致すべからざるの狀、件の如し、

建久五年五月十三日

散位小野時廣^⑤奉る

である。



② 巻数 (カンジュ・カンズ)

經供養に僧侶が読誦した經卷の數。經文などを読誦した度數を記し、花枝につけて僧侶が願主におくった。

③ 法華經 (ホケキョウ)

正しくは「妙法蓮華經」。妙法とは正しき教、蓮華經とは清くうるわしい經の意である。八卷二十八品よりなる。一切諸經の第一といわれる。

④ 観世音經 (カンゼオンキョウ)

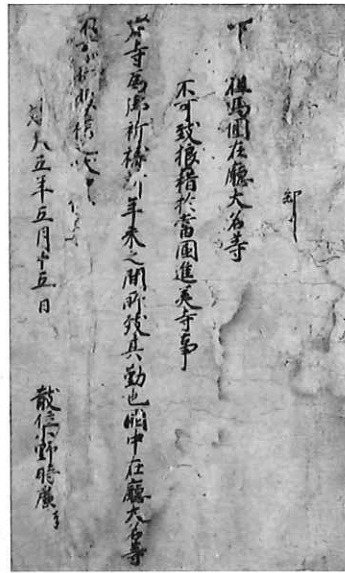
「法華經」の第二十五品「観世音菩薩普門品」のことで、これが独立した一經として広く読誦される。

⑤ 小野時広 (オノノトキヒロ)

次号文書の語注参照。

〔解説〕

源頼朝が但馬国守護小野(横山)時広をして、進美寺に対し、法華經三千部、観音經十萬卷の巻數請取りと、同寺への但馬国衙在庁の大名等の違乱狼藉の禁止を命じたものである。



(縦三四厘×横二二二厘)

二、小野時廣奉書案

(源頼朝之御判)

下 但馬國在廳大名等

不可致狼藉於當國進美寺事^{(國)(事)}

右寺、爲御祈禱所、年來之間所致其勤也、國中在廳大名等、不可致狼藉之狀如件、

建^(久)五年五月十五日

散位小野時廣奉

(源頼朝之御判)

下す 但馬國在廳大名等

當國進美寺に狼藉を致すべからざるの事、

右の寺、御祈禱所⁽²⁾として、年來の間其勤を致すところ也、國中在廳大名等、狼藉を致すべからざるの状件の如し、

建久五年五月十五日

散位小野時廣⁽³⁾奉る

〔語注〕

①御判(ゴハン)

源頼朝の袖判が据えられたものか。建長三年九月十八日 関東下知状案に「右寺は、右大将家の御時、建久五年五月十五日の御下文の如くんば、関東御祈禱所として、國中在庁大名等、押領狼藉を致すべからざるの處」云々とあり、この文書は正式には、源頼朝袖判下文案とすべきものであろうか。しかし、前号の文書

白、五輪寶塔三百基造立供養事

鏡舍八、源氏平基御塔內源親長奉仰勸進五百基但馬

國分三百基柁佛所進美寺奉開眼供養但六十三基

省富寺住僧等造立自余者國中大名等所造

右寶塔勸進造立鳥羽一院早隱耶之實當常行院自諱一天平清盛源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

源氏平氏亂類蜂起王法佛法俱不靜况中興又改文自入道靜海忽誇朝恩廻趙高之計

三、五輪寶塔三百基造立供養願

文案

敬白、五輪寶塔三百基造立供養事、

(源賴朝) 鎌倉殿八万四千基御塔內、源親長奉仰勸進五百基、但馬

國分三百基、於御祈禱所進美寺奉開眼供養、但六十三基

者、當寺住僧等造立、自余者國中大名等所造、

右、寶塔勸進造立(略)意趣者、去保元元年 鳥羽一院早隱耶(山)之

雲、當帝新院自諱一天已來、源氏平氏亂類蜂起、王法佛法俱不

靜、就中、前太政大臣入道靜海忽誇朝恩、廻趙高之計、恣傾

王法、繼守屋之跡、頻滅佛法、所謂、(閉力)「聖武天皇之御願

虛舍那佛灰燼、後白河院之玉躰」(幽閉)之間、九重之歎、七道之

愁、何事過之哉、爰我君前右大將源「朝臣、代天討王敵、通神

伏逆臣、早拂一天之陣雲、速靜四海之波浪、」都鄙貴賤、無不開

歎喜咲、但行追罰加刑害間、夭亡之輩數千万」矣、被駢平家趣北

陸輩者、消露命於篠原之草下、被語逆臣渡「南海族者、失浮生於

八嶋之浪上、如此類、遺恨於生前之禍、含悲於冥「途之擗坎、酒

混勝利於怨親、頰拔濟於平等焉、傳聞、以怨報怨者、」怨世々無

斷、以德報怨者、轉怨為親、(因)「茲尋阿育之舊跡、造立八」万四千

敬白^①、五輪寶塔^②三百基造立供養の事、

鎌倉殿八萬四千基御塔の内、源親長^③仰せを奉^④つて五百基

を勸進し、但馬國分三百基を、御祈禱所進美寺において

開限供養し奉る、但し六十三基は、當寺住僧等造立し、

自餘は、國中大名等造るところなり、

右、寶塔を勸進し塔を造立するの意趣は、去る保元元年鳥

羽一院早く耶山の雲に隠れ、當帝・新院一天を諍^⑤うて自り

已來、源氏・平氏頻りに乱れて蜂起し、王法佛法俱に靜ま

らず、就中、前の太政大臣入道靜海、忽ち朝恩を誇^⑥つて

趙高の計^⑦を廻らし、恣に王法を傾け、守屋の跡を繼いで、

頻りに佛法を滅す、所謂、聖武天皇の御願^⑧ 廬

舍那佛を灰燼す、後白河院の玉牀を幽閉の間、九重の歎

き、七道の愁い、何事かこれに過ぎんや、爰にわが君前の右

大將源朝臣、天に代つて王敵を討ち、神に通じて逆臣を伏

し、早く一天の陣雲を拂い、速に四海の逆浪を靜む、都鄙・

貴賤、歡喜の咲開かざる無し、但し、追討を行ひ、刑害を

加ふるの間、天亡の輩數千萬矣、平家に驅られ北陸に趣く

の輩は、露命を篠原の草下に消し、逆臣に語られ南海に渡

〔語注〕

①敬白（ケイビヤク・ウヤマツテモウス）

神仏その他、身分の高い者に対して申し上げること。

②五輪宝塔（ゴリンホウトウ）

五大に象つた五つの部分からなる供養塔。地・水・

火・風・空の五大を象っている。これは源頼朝が、保

元以來諸国叛亡者の冥福を薦めるために建久八年（一

一九七）十月四日の八万四千基塔婆の造立供養を企て

た（『北条九代記』參考史料）ものうち、但馬國分三百

基の造立に関するものである。塔長五寸とみえ、恐ら

く土製のものであらう。

③源親長（ミナモトノチカナガ）

別に建久八年七月日、「守護所源親長」が但馬國当

役御家人交名注文を注進している史料（雀岐庄具書案）

があるので小野（横山）時広に替つて但馬國守護とな

った安達（源）親長のことである。親長は正治元年

（一一九九）にも関東御祈禱所但馬國進美寺の巻数請

るの族は、浮生を八島の浪上に失う、此の如きの類、恨を生前の衢に遺し、悲みを冥途の旅に含むものか、須らく勝利を怨親に混し、拔濟を平等に頒たん、傳え聞く、怨を以て怨に報うれば、怨世々に斷つること無く、徳を以て怨に報うれば、怨轉じて親となる、茲に因つて阿育の舊跡を尋ね、八萬四千の寶塔を造立す、豐財園の利益を仰ぎ、寶篋印陀羅尼を書寫す、即ち諸國靈驗の地において、敬て供養演説の誠を遂ぐ、方に今、隋の高祖・唐の太宗齋筵を設け亡卒を訪ふ、上宮太子・朱雀天皇、守屋を救い、將門を導く、今に在つて古を訪ひ、世異つて趣を同じうするものか、抑も進美寺は、行基菩薩の建立、聖觀世音の靈地なり、一念を凝らすの輩、求願を満足せざる無し、寶篋印經に云く、若し人、高山の上において至心に誦呪すれば、眼根の及ぶところ、一切生類悉く以て利益をうくと云々、然るに當寺の跡たるや、高山南に峙ちて大悲の慈雲遙かに聳え、深谷北に斜して弘誓の願力尤も深し、御塔供養の庭、感應道交の砌なり、況んや又、去る文治元年八島の逆徒を攻めらるの時、小野時廣の奉行に依つて、一萬卷の觀音經を転讀し、折伏攝受の方便を祈請す、同二年正月十

取状を發給していることが進美寺文書のなかにみえる。彼は承久乱に京方に加担し没落した(佐藤進『前掲書』参照)。

④ 奉仰(オオセヲウケタマワツテ)

源頼朝の仰せ。奉つたのは源親長。

⑤ 自余(ジヨ) 自餘に同じ。その他の意。

⑥ 早隱耶山之雲(ハヤタヤサンノクモニカクレ)

鳥羽法皇が五十五歳の御年で早くも崩御されたことを言っている。

⑦ 当帝・新院(トウテイ・シンイン)

当帝は時の崇徳天皇、新院は後白河上皇を指している。

⑧ 入道静海(ニユウドウセイカイ)

平清盛は出家入道して法号を静海と云う。

⑨ 誇朝恩(チヨウオンヲホコル)

天皇の御恩恵をひけらかして。

⑩ 趙高之計(チヨウコウノケイ)

鹿を指して馬だと云う。人を威圧して馬鹿にするこ

八日より長日三十三卷の御讀經を始め、^{とこじとよ}鎮に我が君御萬歳を祈り奉る、祈請の年旧く、靈驗の日新たなり、喜ばしい哉、住僧等今幸ひに御塔供養の人數に列し、重ねて君の大願を助成せん、此を以て良縁の功、來世の化に預らん、仰ぎ願わくば、本尊界會觀音薩埵、早く施主殿下の求願を圓滿せしめんことを、伏して乞う、五輪寶塔・寶篋神呪、討罰の亡卒を救ひ、法界の群類を導かん、敬白す、

建久八年丁巳十月四日午時

勸進奉行司 源親長敬白

と。人を欺き愚弄する。趙高は秦の二世皇帝に鹿を獻じて馬だと云つて皇帝を愚弄した。世にこれを「趙高の強弁」また「趙高の計」と云う。

⑩ 守屋之跡（モリヤノアト）

蘇我守屋の仏法に対する不行跡を指す。

⑪ 毗盧舍那仏（ビルシヤナブツ）

毘盧舍那仏に同じ、仏の真身の称。大日如来。奈良の大仏を指している。

⑬ 玉躰幽閉（ギョクタイユウヘイ）

玉躰は天皇の御身柄をさす。この場合は、後白河法皇を平清盛が福原新京板屋に幽閉したことをさす。

⑭ 九重之歎（コノエノタン）

九重は皇居、禁中と云ふ意味だが、ここでは、みやこ帝都と言ふほどの意。歎はなげき。

⑮ 七道之愁（シチドウノシュウ）

七道は東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海の七つの街道の称。ここでは、前項のみやこに対して地方と言つたような意味。愁はうれえなげくこと。

⑯ 払陣雲（シンウンヲハラウ）

陣雲はまた陳雲と同じ。雲の疊起すること、兵陣の如きを云う。払ははらう。なくする。

⑰ 都鄙・貴賤（トヒ・キセン）

都鄙はみやこといなか、貴賤はとおとい、いやしい。

⑱ 天亡之輩（ヨウボウノトモガラ）

わざわいで若くして死んだ輩。

⑲ 被駢平家（ヘイケニカラレ） 平家に逐われ。

⑳ 浮生（フシヨウ） はかない生活。 定まりなき人生。

㉑ 頒拔濟於平等（ハツサイラビョウドウニワカツ）

抜^{はら}いなくすることの責任は、両方が平等に頒ち合おうと言っている。

伝聞、「以怨報怨者 怨世々無斷 以德報怨者 転怨

為親」（ツタヘキク、「ウラミヲモツテウラミニムクウレバ、ウラミセセタツルコトナシ、トクヲモツテウラミニムクウレバ、ウラミテンジテシントナル」）

法句経（ホツクキョウ） 出典。法句経はインドの法救が釈迦の金言を集録した七百五十八の仏の賛歌から成る経典。仏教の要義が約説してある。

㉒ 尋阿育之旧跡（アソカノキョウセキヲズネ）

阿育はアイク、アソカまたアシヨカと読む。阿育王のこと。王の生没年は不明であるが、印度マウリヤ王朝第三代の王で、戦争の悲惨さを深く反省して仏教を信奉し、武力による征服をやめた。「尋ね」は、事跡を明らかにする。事理をおしきわめるとの意。

㉓ 宝篋印陀羅尼（ホウキョウインダラニ）

本文中に「宝篋印経に云う、若し人高山の上において至心に誦呪^{ジユ}すれば、眼根の及ぶところ、一切生類悉く以て利益をうくと云々」とあり、宝篋印陀羅尼を誦呪して功德を行えば他人を益することとなるという。呉越王錢弘俶の八万四千塔が宝篋印塔造立の原型といわれる。錢弘俶の宝塔の一つが福岡市今津の誓願寺に伝存している。

㉔ 設齋筵（サイエンヲモウケ）

齋筵は供養の座。供養の為の祭壇を作って。

㉕ 眼根所及（ゲンコンノオヨブコロ）

眼に見える範囲。

㉖ 大悲之慈雲（ダイヒノジウン）

大悲大悲のこと。廣大無辺の慈悲、特に、觀世音菩薩の拔苦与樂の大慈悲心。

㉗ 弘誓之願力（クゼイノガンリキ）

仏の弘く衆生を救わんとする誓、その力。

㉘ 御塔供養之庭（オントウクヨウノニワ）

塔供養は五輪宝塔開眼供養、庭は式場、祭場。

②⑨ 感應道交（カンノウドウコウ）

信心が仏心に通じて効験利益などがあること。

③⑩ 転読（テンドク）

大般若経は六百巻から成り、大部な経巻であるから、経文の要領の所をぬきよみするのである。転経とも言ふ。通読、精読に対する語。

③⑪ 折伏摂受方便（シヤクブクシヨウジュノホウベン）

折伏は敵をくじきて服従させる。摂受は心を広くして他人を受け入れること。方便は折伏摂受を行うための巧みな手段、方法。

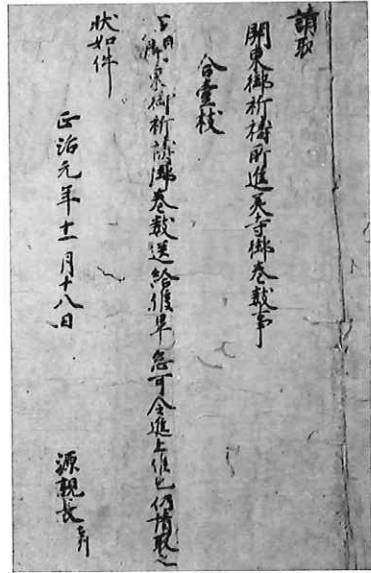
〔解説〕

武家政権として鎌倉幕府を開いた源頼朝は、既に文治五年（一一八九）十二月に鎌倉に永福寺を建て、奥州征伐で殺した藤原泰衡をはじめ実弟義経以下の戦死者数万の亡霊の冥福を祈っているが、特に、建久八年十月四日、阿育王の事蹟にならって、保元以来諸国叛亡者の冥福を薦めるために八万四千基の塔婆造立供養を企てた。この内但馬守護安達（源）親長が勧進奉行

となつて五百基を勧進し、その内、但馬国の三百基を関東御祈禱所である進美寺に於て開眼供養を行った。

進美寺は「高山南に峙ちて大悲の慈雲遙かに聳え、深谷北に斜して弘誓の願力尤も深し、御塔供養の庭、感応道交の砌なり」とある。但馬国分三百基のうち、六十三基は進美寺の住僧等の造立に係り、その他は国中の在庁大名等の造立によつたという。

五輪宝塔勧進造立の意趣によれば、「去る保元元年鳥羽一院早く耶山の雲に隠れ、（崇徳天皇 後白河上皇）当帝・新院一天を諍うて自り（よ）已来、源氏・平氏頻りに乱れて蜂起し、王法・仏法（とと）俱に静まらず」といい、保元の乱以来、数十万に及ぶ天亡の輩は、何れも恨みを生前の（ちまた）衢に遺し、悲を冥途の旅に含むの類である、須らく勝利を怨親（な）に混し、抜済を平等に願つべきであり、ここに至つて怨を転じて親となすという怨親平等の思想の立場から宝篋印陀羅尼を書写して八万四千の宝塔を造立するのであるといっている。詳しくは概説参照のこと。



(縦三四種×横二四種)

四、源親長卷數請取狀案

請取

關東御祈禱所進美寺御卷數事、

合壹枝

〔合〕關東御祈禱御卷數送給候畢、^(念) 慫可令進上候也、仍請取之狀如件、

正治元年十一月十八日

源 親長 在判

〔語注〕

①請取る (ウケ取る)

關東御祈禱所進美寺における読誦の経文の卷数の請取状である。

②壹枝 (イツシ)

読誦した経文の度数を記した卷数状を、花枝につけて願主に送ったので壹枝という。これは、当時の書札礼である。

請取る^①
 關東御祈禱所進美寺御卷數^(念)の事、
 合せて壹枝^②
 右、關東御祈禱の御卷數送り給り候い畢ぬ、^(念) 慫可令進上候なり、仍って請取の狀件の如し、
 正治元年十一月十八日
 源 親長^③ 在判^④

③源親長（ミナモトノチカナガ）

佐藤進一氏によれば、親長は初め安達源三と称し、のち左衛門尉に任じて以来源三左衛門尉と称した。元久の頃から後藤基清・佐々木広綱らと共に京都守護のことに当たったが、承久の乱に京方に加担したという（同氏『前掲書』）。安達親長が「守護所源親長」として国中御家人当役交名注文を作成し、幕府に注進していることがつぎの文書によって知られる（雀岐庄具書案）。

但馬国当役御家人交名

出石郡

雀岐新大夫助景

右、当役御家人交名、大略注進如件、

建久八年七月 日

守護所源親長

自余略之、

④在判（アリハン）

原文書には花押があったことを示す。即ちこれらの文書は、元亨元年（一二三二）紛失状によって作成さ

れた重書の案文である。

〔解説〕

但馬国守護安達（源）親長が、関東御祈禱所である進美寺に対して発給した巻数請取状である。急ぎ巻数文書を幕府へ進上することを述べている。このように関東御祈禱所に対する祈禱指令の伝達は守護を通じてなされていることがわかる。

守進 私領昌事

合昌捌段陸拾步

- 一所 畠反 七丁半
- 一所 畠反 小丁半
- 一所 畠反 大新寺
- 一所 畠反 大新寺
- 一所 畠反 大新寺
- 一所 畠反 大新寺
- 一所 畠反 大新寺
- 一所 畠反 大新寺
- 一所 畠反 大新寺
- 一所 畠反 大新寺

有件畠者前守護人源三左衛門尉之子息源盛師私領也、仍所令沒收也、而寄進々々美寺御油畠畢、每日觀音經一卷・壽命經一局・觀音呪百遍、於觀音御寶前可致勤行之、又金剛般若經每日一局令轉讀、可奉廻向梵天帝釋・瑛魔法王・泰山府君・五道冥官等給、仍限永代、所令奉寄如件、

貞應二年卯月 日

守護法橋判

(縱三四種×横二四種)

五、守護法橋昌明寄進狀案^①

(異筆) 正校了

寄進 私領昌事

合昌捌段陸拾步

- 一所 畠反シツタ垣
- 一所 畠反イモ子垣
- 一所 畠反ホコタテ垣
- 一所 畠反大柳寺垣
- 一所 畠反ヤナセ垣
- 一所 畠反三丁畠垣
- 一所 畠反東懸垣
- 一所 畠反大中嶋垣

右、件畠者、前守護人源三左衛門尉之子息源盛師私領也、仍所令沒收也、而寄進々々美寺御油畠畢、每日觀音經一卷・壽命經一局・觀音呪百遍、於觀音御寶前可致勤行之、又金剛般若經每日一局令轉讀、可奉廻向梵天帝釋・瑛魔法王・泰山府君・五道冥官等給、仍限永代、所令奉寄如件、

貞應二年卯月 日

守護法橋判

守護法橋判

(異筆)
正校し了ぬ

寄進す 私領畠の事

合せて畠八段六拾歩

一所 畠一反シツタ^③

一所 畠一反イモチ垣

一所 畠一反^{ホコタテ}垣除く、但し王輪房の畠反定

一所 畠大 大柳寺垣

一所 畠一反ヤナセ垣

一所 畠一反二丁畠垣

一所 畠一反東懸垣

一所 畠半 大中嶋垣

右、件の畠は、前の守護人源三左衛門尉(安達親長)の子息源盛師の私領也、仍って没收せしめるところ也、而して進美寺の御油畠に寄進し畢ぬ、毎日観音經一卷・壽命經一卷・観音呪百遍を勤め、観音の御宝前において、勤行致すべし、また金剛般若經を毎日一卷轉讀せしめ、梵天帝釋・炎魔法王・泰山府君・五道冥官等を廻向し給い奉るべし、仍って永代を限り寄せ奉らしむるところ件の如し、

貞應二年卯月 日

守護法橋判
(昌明)

〔語注〕

①寄進状(キンシジョウ)

古文書の一形式。施入状ともいう。神仏に物を奉納する際、その品目および意趣をしるし添えた文書。または領主がその所領の一部を寺社に寄付することをしるした証文をいう。

②私領(シリョウ)

個人の私有地。領地。公領に対して、所領者の売買譲与、寄進など自由な処分が認められている所領。

③垣(カキ)

垣内のこと。私有性の強い垣をもってめぐらした垣内畠のこと。中世の開発の拠点的性格をもつ。

④御油畠(オンユバタ)

寺社の燈明料にあてる燈油畠のこと。

⑤壽命經(ジュミョウキョウ)

観無量壽經、浄土三部經の一つ。釈尊が韋提希夫人に阿弥陀仏とその浄土の莊嚴を説いたもの。

⑥ 観音呪 (カンノンジユ)

観世音の陀羅尼。俗に、観音さまの御真言ごしんごんと云う。

⑦ 宝前 (ホウゼン) 神仏の御前がんまへ

⑧ 金剛般若経 (コンゴウハンニャキョウ)

鳩摩羅什訳。金剛般若波羅蜜経のことで、『大般若経』第九会に同じ。

⑨ 梵天帝釈 (ボンテンタイシヤク)

梵天は、世界を主宰する神。仏の右辺に侍し仏教を守護する神。帝釈は、須弥山の頂にあると言う。仏教に混入して梵天と共に護法善神とされている。

⑩ 炎魔法王 (エンマホウオウ)

閻魔王。梵音ヤマ・ラーヂヤ (Yamataja) 地獄界の法王で、衆生の罪を監視し、その応報を明らかにするとされる。

⑪ 泰山府君 (タイザンフクン)

中国の山東省の名山泰山に住む神。人の生命や禍福をつかさどるとされる。災厄除去悪霊の祟りを除去する陰陽道の呪咀祭とされわが国でも仏家に崇信される

ようになった。

⑫ 五道冥官 (ゴドウミョウカン)

地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間の五道の官人。五道の衆生の善悪をさばく官人。

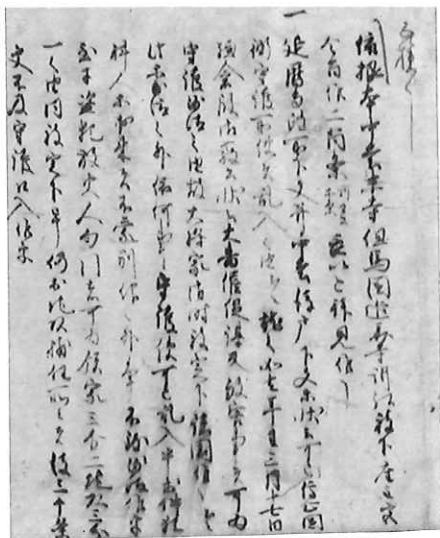
⑬ 廻向 (エコウ)

回向とも。回はめぐらす、向はさし向けること、即ち、自分の行なった善根功德をめぐらし、自分や他のものごとりにさし向けること。また、死者の冥福を祈って読経したり、念仏を唱えたりすること。供養。たむけ。

〔解説〕

承久の乱に京方に加担、守護職を没収された安達親長にかわって但馬守護に補任された法橋昌明は、常陸房と称し、もとは延暦寺の寺僧であったが、のち関東に下って頼朝に属し、文治二年(一一八六)五月十二日、北条時政と共に源行家の誅伐に功を立てた。その功によって但馬国太田荘(出石郡但東町)を賜わり、爾来但馬に在って太田氏を称した。

貞応二年（一二二三）四月 昌明は、前の守護人源三左衛門尉（安達親長）の子息、源盛師の日置郷に存在した私領島、シッタ垣、ホコタテ垣、ヤナセ垣、東縣垣、イモチ垣、大柳寺垣、二丁島垣、大中嶋垣等、八所から成る垣内島八段六十歩を没収して進美寺に寄進し、同寺の御油島とした。垣内は周囲を竹木垣などめ



六、守護法橋昌明請文案

（異筆）
正校了

依根本中堂末寺但馬國進美寺訴訟、被下座主宮令旨候二箇條等案、畏以令拜見候事、

一、延暦寺政所下文、并中堂後戸下文等狀云、可令停止國衛・守護所使者乱入之由云々、就之、如去年己三月十七日鎌倉殿御教書狀云、大番催促、謀反、殺害事者、可爲守護沙汰之由、故大將家御時、被定下諸國候事云々、此等沙汰之外、依何事守護使可令乱入乎、於件犯科人等出來者、不蒙別仰之外、爭不致沙汰候乎、至干盜犯、放火人、勾引者、

ぐらした耕地で開発の根拠地的性格をもつ。これを燈油料にあてたものである。そのかわりに毎日、觀世音菩薩宝前に觀音經一卷・壽命經一卷、觀音呪百遍を勤行し、また金剛般若經一卷の転読せしめ、梵天帝釈・炎魔法王・泰山府君・五道冥官等を回向するように命じている。守護職補任の報謝と治国安寧を祈念するための意味をこめた寄進であつたのである。

を下され候二箇條具書等の案を副へる、畏み以て拜見せしめ候の事、

一、延暦寺政所下文、並びに中堂後戸下文等の狀に云く、國衛・守護所の使者の乱入を停止せしむべきの由と云々、

これにつき、去る年己三月十七日 鎌倉殿御教書の狀の

如くに云く、大番催促・謀反・殺害の事は、守護の沙汰

たるべきの由、故大將家の御時、諸國に定め下され候の

事と云々、此等の沙汰の外、何事に依つて守護使乱入せし

むべけんや、件の犯科人等出來するに於ては、別の仰せを

蒙らざるの外、争でか沙汰を致さざるべけんや、盜犯・放

火人・勾引に至りては、領家三分の二、地頭三分の一たる

べきの由、同じく定め下され畢ぬ、仍つて地頭補任の所々

においては、彼の三ヶ條、更に守護の口入に及ばず候や、

一、同じく政所下文、並びに中堂後戸下文に云く、早く忠清

の寄進狀・證文の道理に任せて、法橋昌明、並びに忠行

の但馬國日置河内の畠・山林等濫妨することを停止すべ

きと云々、これにつき中堂後戸下文の狀に、すでに忠清

の寄進の證文に任せて、當寺領たるべきの由、これを載

せらる、而して忠清死去の後、子息忠行由緒あり、次第の

院第一皇子。御母北白河院。実全入室。即灌頂。隆晏
法印受法。安貞元年丁亥十二月廿七日宣命。三十寛喜三
年辛卯十二月十三日辞。天王寺別当以下座主得替此時
歟。」とある（『天台座主記』）。

② 令旨（リョウジ）

皇太子・三后から出される奉書式文書をいう。親
王・内親王・女院などのものも同じく令旨といった。

この場は天台座主二品親王尊性令旨。

③ 延暦寺政所下文（エンリヤクジマンドコロクダシブミ）

比叡山延暦寺では寺務を司る政所において事務処理
のために下文を用いた。

④ 大番催促・謀反・殺害（人）（オオバンサイソク・ムホ

ン・セツガイニン）

いわゆる大犯三ヶ條という。守護の権限。

⑤ 守護使（シユゴシ）

守護所から派遣されて検断にあたる臨時の使者。

⑥ 勾引（コウイン）

人をだまして連れ去ること。誘拐。

證文等を相副へ、地主職においては、昌明に譲り給うところ也、爰に八幡宮寺より押妨致さしむの時、子細を注し中堂執行の許に觸れ遣せしめ候處、沙汰遅々の間、窄籠領らず、昌明秘計を廻らし押妨を鎮め畢ぬ、然して中堂の御領たるの事は勿論なり、而して忠清の寄進に依つて、寺領たるべきの由、後戸下文の狀に載せながら、何ぞ忠清の子息忠行の地主職を破らるべけんや、私領を以つて權門に寄進せしむるの故は、向後の違乱を絶ち、領知せしめんがためなり、又彼の畠等・山林等の中、進美寺衆徒等訴訟致さしめ候輩間々これあるの間、憲法の使大膳民部大夫範重下向の時、在廳官人等相共に評定し、道理に任せて裁定せしめ候い畢ぬ、其の後敢て訴訟なく候や、兩條の子細件の如く候、いかでか非儀に存すべく候わんや、恐惶謹言、

安貞二

六月四日

法橋昌明

請文
裏判

- ⑦ 口入（クニユウ） 干渉。介入。仲介者。
 ⑧ 窄籠（ロウロウ） 不法なこと。正当でないこと。
 ⑨ 秘計（ヒケイ）

間に立って事をとり持つこと。なかだち。仲介。

⑩ 領知（リョウチ）

領掌の同義語。所領の一切を含めた知行をいう。

⑪ 憲法の使（ケンポウのツカイ） 公平・公正な使い。

⑫ 請文（ウケブミ）

御教書形式の幕府の命令文書にこたえて進達する復命の報告書。

⑬ 裏判（ウラハン）

この文書は案文であるが、正文には差出者が花押を据えるべき位置の裏に裏花押があること。請文などに用いられ、受取者に対する敬意を表わす。

〔解説〕

但馬の守護であった法橋昌明の請文である。これは日置河内の畠・山林等に対する守護所の押領事件に対し、進美寺の領家延暦寺が幕府へ訴えた訴訟問題に関する幕府の復命に昌明が答えたものである。

安貞二年（一二二七）六月四日末寺進美寺の訴えをうけて比叡山延暦寺では政所下文並びに根本中堂後戸

下文等をもって、但馬守護法橋昌明に進美寺領への国
衙・守護所使者の乱入を止めると共に、昌明らの日置
河内の畠並びに山林等の濫妨を停止するよう二ヶ条に
ついて強固に申し入れている。これに対して昌明はつ
ぎのように陳弁している。

去年巳三月十七日、鎌倉幕府から出された関東御教
書に、「大番催促、謀叛、殺害事」(即ち大犯三ヶ条)

等の犯科人の追捕は守護の沙汰によるべきと諸国に定
め下されたのであって、これ以外のことについて、何
事に対しても守護使の乱入はしてはならないのは当然
のことである。件の犯科人などがでた場合には、特別
の命令を除いて、守護使から沙汰するのは当然であ
る。盗犯・放火人・拘引(かどわかし)についての検
断権は領家三分の二、地頭三分の一であるべきことが
同じ御教書に定められている。地頭が定まっている所
領においてはこの三ヶ条について守護が介入するのは
穩当でないのもちろんであるが、件の進美寺におい
て事は地頭が未だきまっていなから守護所が代

って沙汰をしたまでのことであると述べている。

ところで大番催促とは、京都大番役に指定された管
国内の地頭御家人を番役に服さしめるために催促する
権限であり、あとの二つは謀叛人・殺害人の検断とい
う、いわば重罪犯科人を追捕する権限である。これら
の三ヶ条の他は本所権に対する介入を制限されていた
ことがわかる。

更に二つめの問題である日置河内の畠・山林等の濫
妨については、最初の寄進者忠清の死後、子息忠行が
手継証文(手から手へと受けつぎ伝えられる土地の権
利を証明する一連の文書)を添えて地主職(土地の中
間得分権)を法橋昌明に譲っており、今回八幡宮寺よ
り押妨されたので、仔細を延暦寺の根本中堂の執行の
もとまで注進したが、沙汰が遅く、濫妨が鎮まらな
いため、昌明が秘計をめぐらし実力でこれを鎮圧したこ
とがあった。件の畠と山林は根本中堂領であることは
もちろんであるが、寄進者忠清の地主職までも破棄さ
れたことにはならない。同じくその畠や山林等をめぐ

つて進美寺衆徒等が訴訟（裁判）を起すことがしはし
 ばあつて幕府から憲法の使の大膳民部大夫範重が下向
 した際、在庁官人等と評定して道理にまかせてその所
 属を裁定し、以後争いもなく領有権は明確となつてい

ると述べている。

即ち、昌明の地主職の留保を主張しているわけであ
 る。

七、關東御教書案

（興筆）
 正校了

根本中堂末寺但馬國進美（寺）任僧等訴事、

座主御房御教書副御教書遺之、件日置畠等、爲往古寺領之

處、爲守護所被押領之由、訴申之處、任先例不可有

新儀之旨、度々加下知了、而猶不止其妨之上、剩乱入

寺中、張行非法云々、如狀者、甚不穩便、守護成敗事、

關東御下知三ヶ條之外、非沙汰之限致、早停止自由濫妨之
 後、有殊子細者、可令申給之狀如件、

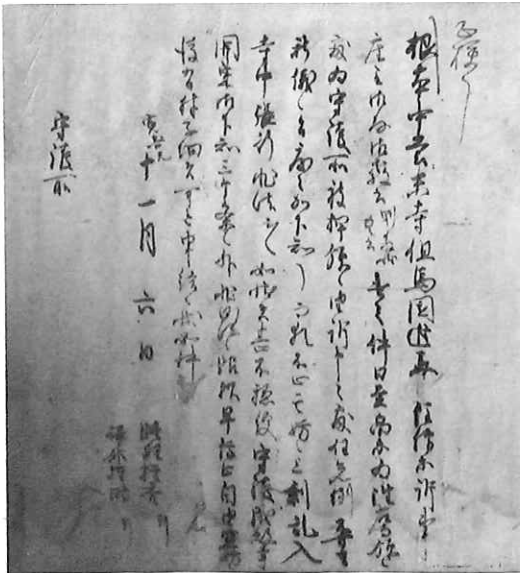
寛喜元

十一月六日

（北條時氏）
 修理權亮判
（北條時盛）
 掃部權助判

守護所

（縦三四纏×横三一纏）



〔異筆〕
正校し了ぬ

① 根本中堂末寺但馬の國進美寺住僧等訴えの事、

座主の御房御教書御教書・具を遺す、件の日置島等

往古の寺領たるの處、守護所をして押領せらるの

由、訴え申すの處、先例に任せて新儀あるべから

ざるの旨、度々下知を加え了ぬ、而して猶お其の

妨げを止めざるの上、剩さえ寺中に乱入し、張行

非法すと云々、狀の如くんば、甚だ穩便ならず、

守護の成敗の事、關東の御下知三ヶ條の外、沙汰

の限にあらざる歟、早く自由の濫妨を停止するの

後、殊に子細あらば、申し給わらしむべきの狀件

の如し、

寛喜元

十一月六日

〔北條時氏〕
修理權亮判
〔北條時盛〕
掃部權助判

守護所

〔語注〕

① 根本中堂末寺（コンボンチュウドウマツジ）

根本中堂は比叡山延曆寺の本堂。延曆寺の支配下に

ある日前山進美寺は、いわゆる山門の末寺である。

② 具書（グシヨ）

訴訟に際し、訴狀または陳狀にそれぞれ添えて提出

する証文。この場合は進美寺住僧の訴狀と忠清の寄進

狀などがそれであろう（解説参照）。

③ 先例（センレイ）

まえにあった例。前例。まえからのしきたり。慣

例。

④ 新儀（シンギ）新しい事柄。新らたなたくらみ。

⑤ 剩さえ（アマツさえ）そればかりか。その上に。

⑥ 不穩便（オンビンならず）

穩当さを欠くこと。

⑦ 守護の成敗の事（シュゴのセイバイのコト）

鎌倉時代の守護の権限は「大犯三ヶ條」といわれ

る。即ち、大番催促、謀叛人・殺人の検断をいう。大番催促は、いわゆる京都大番役に指定された地頭御家人を「催促」する任務であり、あとの二つは犯罪人の追捕をいう。

〔解説〕

鎌倉幕府が但馬の守護所に対して進美寺の寺領畠の自由濫妨を止め、守護所の押領の停止を命じたものである。進美寺は関東御祈祷所であると共に、比叡山の根本中堂の末寺でもあった。

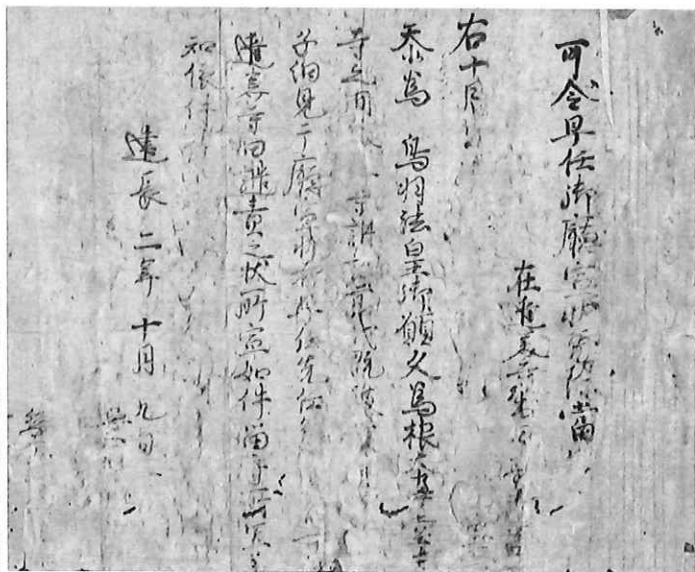
この文書は前年の安貞二年（一二二八）六月四日、守護法橋昌明請文案（六号文書）と関係している。即ち、日置河内の畠・山林をめぐる守護所と進美寺の對抗の背景にはつぎのような事件があった。

そもそも日置河内の畠・山林の私領を忠清なるものが進美寺を権門と仰いで寄進した。ところが忠清の死後、その息子の忠行なるものが地主職を法橋昌明に譲ったという。

中世においては土地に対する権利関係は複雑で一筆

の土地に複数の得分関係が生じており、地主職もいわば中間的な地子を取得する得分権であり、昌明はこの地主職を譲られたわけである。これに対して進美寺の領家である延暦寺は、忠行と昌明とが寺領を押領したとして幕府が天台座主（一品親王尊性）御房の御教書に進美寺住僧等訴状・忠清寄進状などを添えて訴えたものと思われる。ここでは守護使が勝手に寺中に乱入し、押妨を加えたといい、その行為は守護の職権を越えたものだといっている。

幕府は、とりあえず領家延暦寺の言い分を入れて守護所の濫妨を停止し、なお子細があれば改めて申し入れるように守護所に命じているわけである。守護法橋昌明の言い分は六号文書の解説によられたい。



(縱三〇・五種×横四四・〇纏)

八、但馬國留守所下文

可令早任御應宣狀免除當

在進美寺出田勘新事

右、十月

忝為 鳥羽法皇御願、久為根本中堂(宋也)寺之間、依口寺

訴訟、前代既被(旨力)子細見于廳宣狀者、早任先例

可進美寺田譴責之狀所宣如件、留守所宜承

知、依件

建長二年十月九日

惣
惣大
介
惣

早く御廳宣の狀に任せて免除□せしむべきの事、

在り進美寺出田勘新^①の事

右、十月

忝じけなくも 鳥羽法皇御願として、久しく根本中堂□寺^(采)たるの間、□寺訴訟に依り、前代既に□

られ、子細廳宣の狀に見る者れば、早く

先例に任せ□進美寺の田を譴責すべきの狀宣するところ件の如し、留守所宜しく承知し件の□に依って□

建長二年十月九日

惣
惣大
介
惣

〔語注〕

①勘新（カンリョウ）

国衙の国檢注によつて免田を散合して国領地を調査し、出田の檢出を行つたが、その出田の一部を勘忍料として改めて、官物・国役などを免除した免田のことをいう。

〔解説〕

但馬国留守所下文の正文である。留守所の在庁官人の署判が並んでいるが、破損が多く、文意不明な点があるので、解説を略す。

但馬國進美寺衆徒等申於富寺領田島寺不可致押領

狼藉中事

右寺者如右大將家御時建久五年五月十五日御下文者爲關東
御祈禱所國中在廳大名等不可致押領狼藉處守護并地
頭御家人等致違乱煩云々然則守先例可令停止彼輩等押
領狼藉者依鎌倉殿仰下如件

建長三年九月十八日

相模守平朝臣

陸奥守平朝臣

(縦三四種×横三三種)

但馬の國進美寺衆徒等申す、當寺領田島等において、押領
狼藉^③を致すべからざるの由の事、

右の寺は、^(源頼朝)右大將家の御時、建久五年五月十五日の御下文
の如くんば、關東御祈禱所として、國中在廳大名等、押領
狼藉を致すべからざるの處、守護、并びに地頭御家人等、

九、關東下知狀案^①

但馬國進美寺衆徒等申、於當寺領田島等、不可致押領狼藉由
事、

右寺者、^(源頼朝)如右大將家御時、建久五年五月十五日御下文者、爲關
東御祈禱所、國中在廳大名等、不可致押領狼藉處、守護、并地
頭御家人等、致違乱煩云々、然則、守先例、可令停止彼輩等押
領狼藉者、依鎌倉殿仰、下知如件、

建長三年九月十八日

^(北條時頼)相模守平朝臣御判
^(北條重時)陸奥守平朝臣御判

〔語注〕

① 關東下知狀 (カントウケテジョウ)

主に鎌倉幕府における訴訟の裁決文書に用いる。関
東裁許狀という。宛名は直接書かず内容上から判明さ
れること、差出人は日付と別行であること、書止文言

違乱の煩を致すと云々、然れば則ち先例を守り、彼輩等の押領狼藉を停止せしむべし、者れば、鎌倉殿の仰せに依つて、下知件の如し、

建長三年九月十八日

(北條時義)
相模守平朝臣御判
(北條重時)
陸奥守平朝臣御判

が「依_レ仰下知如_レ件」とか「依_ニ鎌倉殿仰_ニ下知如_レ件」と、必ず「下知如_レ件」とあることなどに様式の特徴がみられる。北条氏の執権政治の展開に伴って広く用いられた幕府の裁許文書。

② 押領 (オウリヨウ)

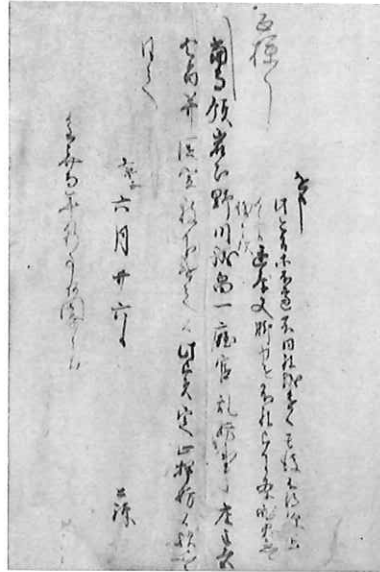
他人の知行地 (支配地) を実力で不法に妨害すること。

③ 狼藉 (ロウゼキ)

乱暴狼藉の狼藉。実力行使による不法な行為をいう。

〔解説〕

建長二年 (一二五〇) 十月九日、国司庁宣によれば、在庁官人をして進美寺田の譴責を行わしめている (八号文書) から、この文書と関係して進美寺衆徒等が幕府に訴訟したものと思われる。従って本文書は、進美寺領田島に対する押領狼藉を禁止した幕府の判決文書であり、建久五年五月十五日、右大将家の下文の旨にまかせて、国中在庁大名等を始め、守護・地頭御家人等の違乱の煩なきことを命じた内容のものである。



(縦三四種×横二二種)

〔異筆〕
正校し了ぬ

當寺領岩出野の川成畠一廳官の乱妨の事、座主宮令旨、
並びに國宣を下し遣され候、此の上は定めて押妨を止め
候か、恐々謹言、

文永五
六月二十六日

(安居院)
公澄

進美寺年行事阿闍梨御房

追て申す、

此の令旨等不慮日ならず進め成され候、其の後便宜を

一〇、安居院公澄書狀案

追申^①

此令旨等不慮不日被成進候、其後不得便宜候之間、遅
速又脚力を不被上候條、非火急之儀候歟

〔異筆〕
正校し了

當寺領岩出野川成畠一廳官乱妨事、座主宮令旨、并國宣被下
遣之候、此上者定止押妨候歟、

恐々謹言、

文永五
六月廿六日

(安居院)
公澄

進美寺年行事阿闍梨御房

〔語注〕

①追申(ツイシン・オツテモウス)

おつてがき
追而書ともいう。追伸の意で文書の袖、または礼紙
などに書いた。

②正校(セイキョウ)

正文と対照して校正した案文をとくに校正案文・正
校案文という。このように紛失状の確認に際して、そ

得ず候の間、遲速又脚力^⑥を上られず候の條、火急の儀に
あらず候か、

の案文を正文書と対校することを校合（キヤウゴウ）
といった。国衙の在庁官人が行ったものか、以下の進
美寺重書案一卷には継目裏花押が六箇所に確認され
る。（また、最初の紙の袖裏にもそれが認められる。
これは同文書の前半部がいつしか紛失したことがわか
る。）これが校合の取扱者の花押であろう。このよう
に対校の結果、証明のために取扱者が案文の文書の裏
に花押を据えることを「裏ヲ封ズ」といった。

③川成（カワナリ）

また、河成にも作る。河川の氾濫などによって田島
が河川敷となること。年貢課役が免除された。

④座主宮（サスノミヤ）

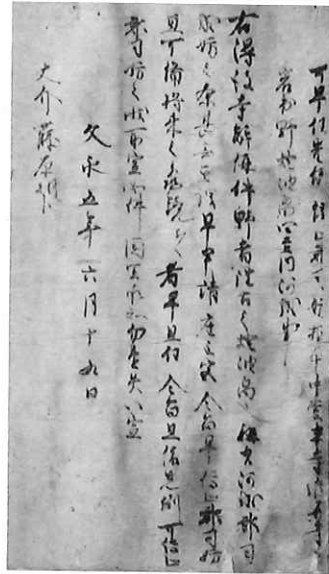
座主は一宗を総理する首座、宮は皇族出身。ここで
は第八十五世天台座主無品親王。尊助か（『天台座主
記』）。

⑤国宣（コクセン） 一般には知行国主が知行国に発し
た、文書のことであるといわれているが、国司庁宣
をいう場合もある。

⑥脚力（キヤクリキ） 運送の人足。飛脚。

〔解説〕

進美寺の寺領岩出野が円山川の氾濫によって河成と
化し、その荒廃畠を在庁官人が押妨した。天台座主無
品親王尊助は安居院公澄をして進美寺の寺僧年行事に
対し、宮の令旨・国司庁宣を下して押妨を止めさせた
ことがわかる。



(縦三四種×横八種)

一、國司廳宣案

可早任先例停止郡司妨、根本中堂末寺進美寺領岩出野燈油
 四至内河成事、

右、得彼寺解備、件野者往古之燈油畠也、稱有河成、郡司成妨
 之條、甚無其謂、早申請座主宮令旨、早停止郡司妨、且可備將
 來之龜鏡云々、者早且任令旨、且依先例、可停止郡司妨之狀
 所宜如件、國宜承知、勿違失、以宣、

文永五年六月十九日

大介藤原朝臣

〔語注〕

① 四至 (シイン)

所有地、寺域などの東西南北の四方の境界。

② 備く (イワク)

文章の上でこの備くに対応するのが者りである。即ち、ここまでが解状の内容である。

③ 龜鏡 (キケイ、キキョウ)

早く先例に任せて郡司の妨げを停止すべき、根
 本中堂末寺進美寺領岩出野の燈油畠四至内^①の河
 成の事、
 右、彼寺の解を得るに備く^②、件の野は往古の燈油
 畠なり、河成あると稱し、郡司妨げをなすの條、
 甚だ其の謂無し、早く座主宮の令旨を申請し、早
 く郡司の妨げを停止し、且將來の龜鏡^③に備うべき
 と云々、者れば、早く且うは令旨に任せ、且うは

先例に依って、郡司の妨げを停止すべきの状、宣
するところ件の如し、國宜しく承知し、違失する
ことなかれ、以って宣す、

文永五年六月十九日

大介藤原朝臣

龜は吉凶をうらなうもの、鏡は物の形をうつすも
の。証拠。てほん。龜鑑。

〔解説〕

比叡山延暦寺の末寺であった進美寺の寺領岩出野の
燈油島（いし）の四至内を西県の郡司が「河成」と称して押領
する事件が起っている。

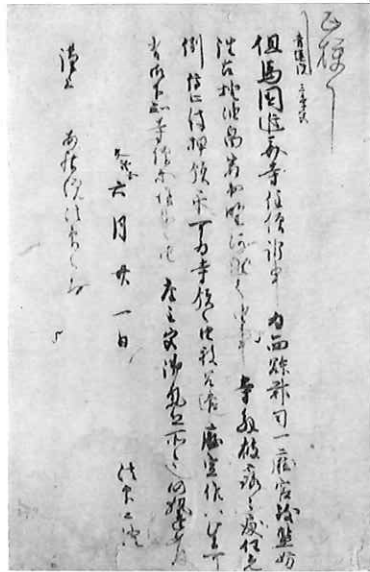
郡司は「一庁官」とあるように、国衙の在庁官人
あり、別に、彼等をさして「国中在庁大名等」と呼ば
れているように、当時彼等は私領主として富豪化して
いたことが知られる。

これは、文永五年（一二六八）六月十九日、さきの燈
油島の四至内に河成ありと称して妨げをなす郡司の非

法を訴えた進美寺住僧等の解状に従って、その押妨を
停止するために下されたのがこの但馬国司の庁宣であ
る。

四至とは、所領の東西南北の境界をいう言葉で、洪
水などで円山川の河道が変動をきたしたのであろうか
対岸の西県郡司分が進美寺分に食込んだためにこのよ
うな争いが起ったのであろう。

この文書は、任国に下らず、遙任の但馬国司が京都
からその権限を以て留守所にあてて郡司の妨げを停止
させようとしたものである。



(縦三四厘×横二二厘)

一二、天臺座主宮尊助令旨案

(異筆)
正校了

青蓮院三條宮

但馬國進美寺住僧訴申、爲西縣郡司一廳官、致濫妨往古燈油畠岩出野河成之由事、寺解披露之處、任先例停止彼押領、永可爲寺領之由、被召遣廳宣候、以此旨可背御下知寺僧等候哉之由、座主宮御氣色所候也、仍執達如件、

文永五

六月廿一日

法印公澄

謹上 安居院法印御房

正校了ぬ
青蓮院三條宮^①

但馬國進美寺住僧訴え申す、西縣郡司一廳官^②をして、往古の燈油畠岩出野の河成を濫妨致すの由の事、寺解披露の處、先例に任せて彼の押領を停止し、永く寺領たるべきの由、廳宣^③を召し遣され候、此の旨を以って御下知に背くべき寺僧等候哉^④の由、座主宮の御氣色候ところなり、仍って執達件^⑤

〔語注〕

①青蓮院三条宮 (シヨウレンインサンジョウノミヤ)

無品親王尊助。天台座主宮。「土御門院一宮。御母法印尋恵女。」とある (『天台座主記』)。

②一斤官 (イチチヨウカン)

在庁官人。西縣郡司でもある。

の如し、

文永五

六月二十一日

法印公澄

謹上 安居院法印御房

③ 庁宣 (チヨウセン)

一一号文書の国司庁宣をさす。

④ 座主宮 (ザスノミヤ) 註①の尊助をさす。

⑤ 御気色 (ミケンシキ)

気色の敬語。座主宮の意向をいう。

⑥ 執達 (シツタツ) 取次ぐこと。

〔解説〕

天台座主宮尊助が、進美寺の燈油畠岩出野の寺領たることを認めた前号の国司庁宣の旨に従わしめるために下した令旨である。即ち、さきの庁宣は、天台座主宮の手によって進美寺にもたらされたものであることがわかる。

但馬國蓮臺寺吉祥寺并石和田保等、任本領主兩度寄進狀、國衙の妨げを止め、門跡相傳せらるべし、者れば、院宣此の如し、仍つて執達件の如し、
 文永七年二月廿一日 攝政使判奉
 安居院法印御房

(縦三四纏×横一七纏)

(異筆)
正校し了ぬ

後嵯峨院

但馬國蓮臺寺・吉祥寺、并びに石和田保等、本領主の兩度の寄進狀に任せて、進美寺領として、國衙の妨げを止め、門跡^①相傳せらるべし、者れば、院宣^②此の如し、仍つて執達件の如し、

文永七年二月二十一日

按察使判奉ず

安居院法印御房

一三、後嵯峨上皇院宣案

(異筆)
正校了

後嵯峨院

但馬國蓮臺寺・吉祥寺并石和田保等、任本領主兩度寄進狀、爲進美寺領、止國衙妨、可被門跡相傳者、院宣如此、仍執達如件、

文永七年二月廿一日

按察使判奉

安居院法印御房

〔語注〕

①門跡(モンゼキ)

門跡寺院。法親王の居住する寺院を宮門跡。摂関家の子弟が入寺した寺院を撰家門跡。門跡に準ぜられた寺院を準門跡という。寺院の寺格をあらわす。

②院宣(インセン)

法皇・上皇に近侍する院司(院の役人)が、法皇・上

皇の意をうけたまわつて發給する文書をいう。

〔解説〕

但馬の蓮台寺・吉祥寺、並びに石和田保等を本領主の寄進状にまかせて進美寺領とした後嵯峨上皇の院宣である。

太田文によれば蓮台寺三拾町八反大、吉祥寺田二町一反半は「国别当一庁官」の沙汰するところとみえている。石和田保は一八号文書の天台座主無品親王庁下文（断簡）にみえる建屋紙工保のことであると思われる。ちなみに太田文によれば「建屋紙工 三町六反大地頭石和田又太郎光時御家人」とみえ、保地頭石和田氏の管轄する保（国衙領）を称したものと思われる。従つて蓮台寺・吉祥寺田・石和田保は国衙在庁に帰属するものであった。一八号文書に「右、三箇所内蓮台寺・吉祥寺者在庁資経法師六代相伝之所領也」とあり、本来蓮台寺・吉祥寺は在庁官人である資経の所領であったという。ところが文永年間（一二六四〜七五）に故聖憲法印が国務の時に進美寺にその領家職が

兼帯され、寄附されて進美寺の別院山門修造所にあてられてしまったというのである（同一八号文書）。恐らく但馬の惣講師を勤めた聖憲がその給田であったそれらの寺田を別名として領有化するために行なった寄進行為であったと思われる。この院宣によつて国衙の妨げを止めて、進美寺にそれらの領家職の相伝が安堵されたわけである。

龜山院
 但馬國蓮臺寺・石和田保等相承之道理
 且任文永之院宣限永代國衙妨丁被相傳領
 掌之旨
 院宣之旨
 明治三年六月廿二日
 大宰權帥判奉
 中納言律師御房

(縦三四種×横六種)

一四、龜山上皇院宣案

(異筆)
正校了

龜山院

但馬國蓮臺寺・吉祥寺・石和田保等且依相承之道理、
且任文永之院宣、限永代止國衙妨、可被相傳領
掌之旨

院宣如此、仍執達如件、

建治三年六月廿二日

大宰權帥判奉

中納言律師御房

〔語注〕

①道理(ドウリ) 当然のすじ道。正しい論理。

②領掌(リョウシヨウ) 領知すること。

〔解説〕

但馬國蓮台寺・吉祥寺・石和田保等を相伝の道理に
従い、また文永七年(一二七〇)二月二十一日、後嵯峨

(異筆)
正校了ぬ

龜山院

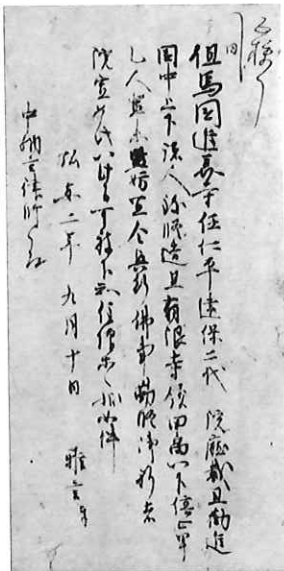
但馬國蓮臺寺・吉祥寺・石和田保等且うは相承の道理①
依り、且うは文永の院宣に任せて、永代を限り國衙の妨
げを止め、相傳領掌せらるべきの旨

院宣此の如し、仍って執達件の如し、

建治三年六月二十二日

大宰權帥判奉す

中納言律師御房



(縦三四糎×横一八糎)

上皇院宣の旨にまかせて、永代を限り国衙の妨げを止めて、進美寺の領知を重ねて安堵したものである。

一五、龜山上皇院宣案

(異筆)
正校了

同

但馬國進美寺、任仁平・建保二代 院廳裁、且勸進國中上下諸人致修造、且有限寺領田畠以下停止
甲乙人輩等濫妨、宜令興行佛事勤修御祈者、
院宣如此、以此旨、可被下知住僧等之狀如件、

弘安二年九月十日

雅言奉

中納言律師御房

〔語注〕

①勸進 (カンジン)

寺院の修造に際し、信者に寄附をすすめること。

(異筆)
正校了ぬ

同

但馬國進美寺、仁平・建保二代の 院の廳裁に
任せて、且うは國中上下諸人に勸進①し修造を致し、
且うは有限の寺領田畠以下甲乙人の輩等の
濫妨を停止し、宜しく佛事勤修の御祈りを興行

せしむべし、者れば、院宣此の如し、此の旨を
以て、住僧等に下知せらるべきの状件の如し、

弘安二年九月十日

雅言奉る

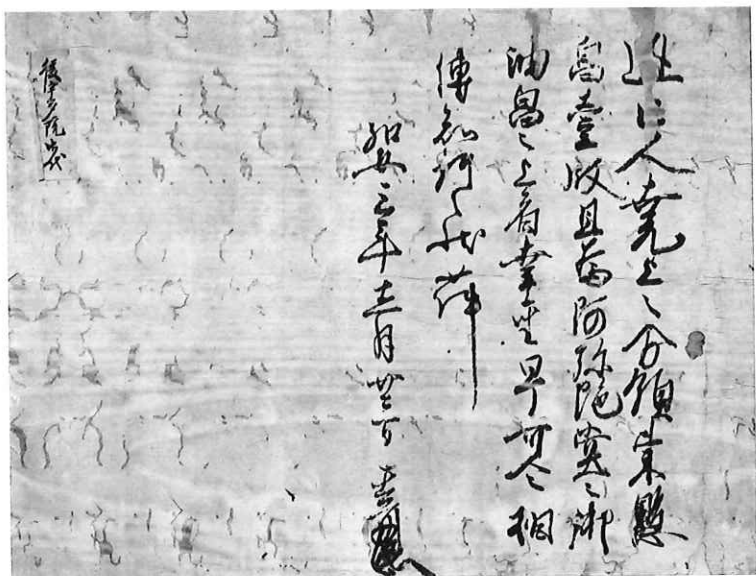
中納言律師御房

②甲乙人（コウオツニン） 一般庶民・人々。

〔解説〕

亀山上皇は、院宣を下し、但馬の国内のすべての衆
庶に勸進して進美寺の修造を企てさせ、併せて寺領の
田島以下に対する庶民の乱妨を停止させ、仏事勤修の
祈禱を興行することを命じたものである。

これは、弘安役による蒙古襲来後、再度の来襲に備
えて亀山上皇が諸国寺社に命じ、異国降伏の祈禱を行
なわせ、寺領興行を命じたことの一貫としてのものと
思われる。



(縦三〇・五糧×横四四・六糧)

一六、聖某宛行狀

逃亡人堯上之分領東懸

島壹段、且爲阿彌陀堂之御

油畠之上者、幸聖早可令相

傳知行之狀如件、

弘安三年十二月廿三日

聖

(花押)

(貼紙)
後宇多院御代

逃亡人堯上の分領東懸島一段、且つ阿弥陀堂の御油島たるの上は、幸聖早く相伝知行せしむべきの状件の如し、

弘安三年十二月二十三日

聖(花押)

貼紙
後宇多院御代

〔解説〕

逃亡人堯上の分領である東懸の島一段を逃亡人跡として闕所処分し、一応、上分を阿弥陀堂の御燈油島とするものとして幸聖に相伝知行を認めた文書である。

右停

左弁官下 但馬國進美寺

應且依度々嚴密 聖斷且任代々座主避文、永停止
國衙并權門違乱、當寺別院當國蓮臺寺・吉祥寺・石和田

右海津大領部憲勝去五月日奏狀海陸陸舟内當寺者
行卷書信之草判、亡嗣世旨之遺書、勅狀頭密不違、
海津奉新國家并漁、御教誣害の國中、香簾、靈場始
不消、海津一く名迄、其旨頭干仁平く、應我社我建、
論向、海津、天皇早任、聖斷、下丁、國衙行門等、
札、右停、下、官符、右停、國衙、進那、觀、行、業、新、官

一七、官宣旨案

〔異筆〕
正校了

左弁官下 但馬國進美寺

應且依度々嚴密 聖斷、且任代々座主避文、永停止
國衙并權門違乱、當寺別院當國蓮臺寺・吉祥寺・石和田
保等事、

右、得權大僧都憲勝、去五月日奏狀候、謹檢案内、當寺者、



(縦三四・〇厘×横二九・五厘)

(異筆) 正校し了ぬ

左辨官下す 但馬國進美寺

應に且うは度々の嚴密の 聖斷に依り、且うは代々座主の避文に任せ、永く國衙、并びに權門の違乱を停止すべき、當寺別院當國蓮臺寺・吉祥寺・石和田保等の事、

右、權大僧都憲勝、去る五月日の奏狀を得るに併く、謹しんで案内を檢するに、當寺は、行基菩薩の草創、聖觀世音の蓮宮也、顯密不退の惠業を勤修し、國家靜謐の御願を祈り奉る、音に國中無双の靈場爲るに匪ず、殆んど山陰第一の名區と謂う

行基菩薩之草創、聖觀世音之蓮宮也、勤修顯密不退之

惠業、奉祈國家靜謐之御願、匪啻爲國中無雙之靈場、殆

可謂山陰第一之名區、其旨顯于仁平之聽裁、被載建保之

綸旨、望請 天恩、早任 聖斷以下、可止國衙權門等違

乱之旨、被成下 官符者、彌勵遮那止觀之行業、祈就日望

雲之 聖運者、權大納言源朝臣雅房宣、奉勸 依請者、

宜承知、依宣行之、

弘安九年七月十六日

中弁藤原朝臣判

大史小槻宿祢判

〔語注〕

① 避文 (サリブミ)

所有權を放棄し、他に讓渡する旨を記した文書。

② 奏狀 (ソウジヨウ)

併くから者りまでが奏狀の内容である。

③ 靜謐 (セイヒツ) 穩やかにおさまること。

④ 聖斷 (セイダン) 天皇の意向。

⑤ 就日望雲 (ヒニツキクモノゾム)

日光の輝く時人のつく如く、雲のおおえる時人の望

べし、其の旨仁平の 廳裁に顯あきかにして、建保の
綸旨に載せらる、望み請うらくは、天恩を、早く
聖斷^④以下に任せて、國衙權門等の違乱を止むべき
の旨、官符を成し下されば、弥いよ遮那止觀の行
業を勵み、日に就き雲に望むの聖運を祈らん者れ
ば、權大納言源朝臣雅房宣す、勅を奉づるに請こいに
よれ、者てれば、宜しく承知し、宣に依つてこれを行
え、

弘安九年七月十六日

大史小槻宿祢判

中弁藤原朝臣判

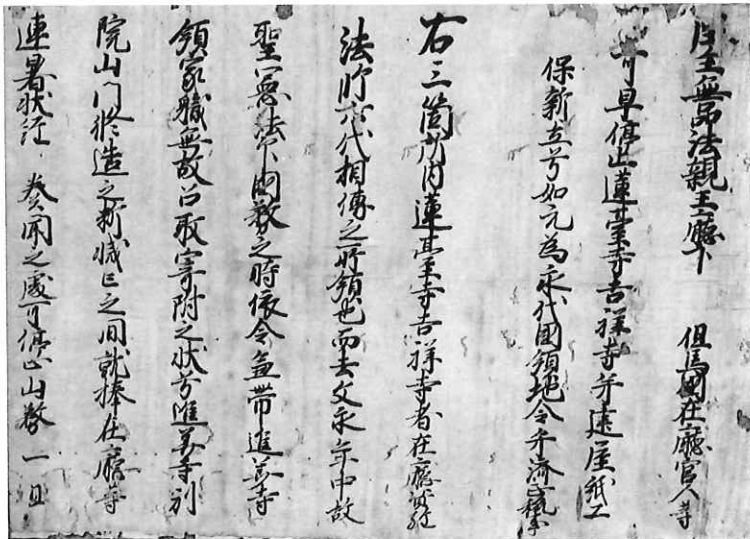
む如く、天下の人々皆その徳を慕ひ仰ぐを云う。史記
「就レ之如レ日、望レ之如レ雲」。

〔解説〕

権大僧都憲勝の奏状に従つて、進美寺の別院蓮台
寺・吉祥寺・石和田保等を国衙并びに権門などが、違
乱するのを停止せしめた官宣旨である。進美寺が行基
菩薩の草創と伝える山陰屈指の名刹であり國家靜謐の
御願を祈る寺であると憲勝は述べている。

官宣旨は弁官下文ともいわれ、当番の大納言である
上卿しやうけいが職事から勅旨を承けて宣し、それを弁官が下す
ものである。源雅房が上卿である。

この官宣旨は、煩雑な請印の手続きなどが不要で、
官符、官牒にとつて代るようになった文書様式であ
る。



(縦三〇・五種×横四五・五種)

一八、天臺座主無品親王廳下文

(斷簡)

座主無品法親王廳下 但馬國在廳官人等

可早停止蓮臺寺・吉祥寺并建屋紙工

保新立号、如元爲永代國領地令弁濟正稅事、

右、三箇所内蓮臺寺・吉祥寺者、在廳資經

法師六代相傳之所領也、而去文永年中故

聖憲法印國務之時、依令兼帶進美寺

領家職、無故召取寄附之狀、号進美寺別

院山門修造之新、滅亡之間、就捧在廳等

連署狀、經、奏聞之處、可停止山務一旦

(以下欠)

〔解説〕

この文書は断簡であり、年号未詳でわからない。但馬國の在庁官人等に宛てた天台座主無品法親王庁の下

座主無品法親王廳下す、但馬國在廳官人等

早く蓮臺寺・吉祥寺並びに建屋紙工保の新立の号を停止し、元の如く永代國領地として正税を弁済せしむべきの事、

右、三箇所の内蓮臺寺・吉祥寺は、在廳資經法師六代の相傳の所領なり、而して去る文永年中故聖憲法印國務の時、進美寺領家職を兼帶せしむるに依り、故無く寄附の狀を召取り、進美寺別院山門修造の料と号して滅亡の間、在廳等連署狀を捧げるに就き、「奏聞を經るの處、山務を一旦停止すべし」、(以下欠)

文である。

内容は、蓮台寺・吉祥寺・建屋紙工保(石和田保と同じか)の新立の号を停止して、元のように國領地として正税を國衙に弁済せしむべきだといふものである。

すでに前述したように、蓮台寺・吉祥寺・石和田保

については、國衙と進美寺との間で紛糾の問題となっていた。山務を一旦止めて國領地とするといふのであるからこれまでと逆転した内容であること、「文永年中」とあるからそれ以後の文書であることなどが推測される。

さて、偶然、国文学史料館の「蜷川家文書」に關係文書と思われるつぎの一点のあることを発見した。

「但馬國蓮台寺・吉祥寺之事、就在庁連署狀、御奏聞之處、山務一旦新立之庄号不可然、如元可付國衙旨、被下 院宣候、早任先例、可有其沙汰旨、被仰下候也」

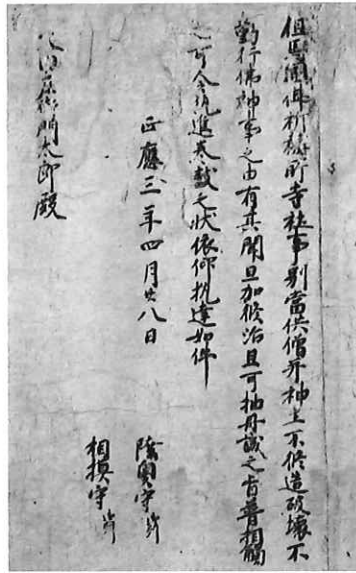
とあって正応二年後十月十一日の「座主宮令旨」がそれである。そして追而書に「院宣并庁下文等、被遣候哉、可被存知給候」とある。

まさに但馬在庁官人が院の文殿庭中に連署狀を捧げて訴え、院の御奏聞があつて山務一旦を停止し、新立の庄号を止めて國衙に返付する旨の院宣が下されたといふのであるから内容的にも一致する。追而書の「庁

下文」とは無品親王庁下文、即ち一八号文書をさすものと思われる。

それでは最後に、以上の推定を裏づけるために『天台座主記』の記事によって座主無品親王を確定しておきたい。

第九十四無品親王慈助青蓮院、治山一年。



(縦三四・〇〇横×横二三三)

後嵯峨院御子。尊助一入室受法灌頂。

正應二年四月十二日任。三十一 三十一 六十一

青蓮院門跡慈助が第九十四世天台座主であり、正應二年（一二八九）の座主無品親王とは後嵯峨上皇の御子尊助その人であるといえる。

一九、關東御教書案^①

但馬國御祈禱所寺社事、別當供僧并神主不修造破壞、不勤行佛神事之由、有其聞、且加修治、且可抽丹誠之旨、普相觸之、可令執進卷數之狀、依仰執達如件、

正應三年四月廿八日

(北條宣時)
陰奥守御判
(北條貞時)
相模守御判

(致頼)
太田左衛門太郎殿

但馬の國御祈禱所寺社の事、別當供僧、并びに神主、破壊を修造せず、佛神事を勤行せざるの由、其の聞えあり、且うは修治を加へ、且うは丹誠を抽んず可きの旨、普くこれを相觸れ、卷敷を執り進ましむべきの狀、仰せに依つて執達件の如し、

正應三年四月二十八日

(北條宣時)
陸奥守御判
(北條貞時)
相模守御判

太田左衛門太郎殿
(政徳)^②

〔語注〕

① 関東御教書 (カントウミギョウシヨ)

鎌倉幕府において執権北条氏が幕政を握るに従い、一般の政務や裁判などに関する伝達文書は、執権と連署(連署の置かれない場合は執権のみ)が連署して本文の終り、即ち書止メ文言を「依仰執達如件」とか「仍執達如件」で結ぶ奉書形式の文書が用いられるよ

うになった。関東下知状との違いは、下知状が永続的効力を期待されるのに対して、限時的な効力しかもたず、幕府の意思が伝達されればその機能を消滅させる性格のものである。形式上からいえば、関東御教書はさきの書止メ文言の外、事書がなく必ず宛名を有すること、執権・連署の署名が目下に位置することなどである。

② 太田左衛門太郎 (オオタサエモンタロウ)

但馬国守護太田政頼。弘安八年(一二八五)十二月の作製にかかる但馬国太田文に、幕府への送付責任者としてその名が記されていることは有名。また、文永・弘安の役に活躍した竹崎季長の「蒙古襲来絵詞」に九州筑前の博多湾で蒙古軍と戦った御家人のなかに「太田さへもん」の名がみえる。

〔解説〕

文永の役以降、異国降伏祈禱が全国社寺に命じられた。その指令は各国守護を通じて各社寺に伝達されたのであるが、但馬国にあっても、関東御祈禱所である

進美寺で「異国降伏御祈」の祈禱を盛んに行ったものと思われる。特に再度の蒙古襲来のあった弘安四年（一二八一）以後、幕府はくり返し異国降伏の祈願を諸国諸社寺に命じた。しかるに進美寺は、「別当・供



（縦三四厘×横二六厘）

但馬の國御祈禱所寺社の事、別當供僧、并びに神主、破壊を修造せず、佛神事を勤行せざるの由の事、去る四月二十八日關東御教書此の如し、早く仰せ下されるの旨に任せて、且^③うは修治を加え、且^④う

僧、并びに神主、破壊を修造せず、仏神事を勤行せざるの由、其の聞あり」として、幕府は但馬守護太田政頼をして、その修造を加えると共に、丹誠を抽すべきを命じ、読誦の卷数の執進を命じたことが知られる。

二〇、守護施行狀^①

但馬國御祈禱所寺社事、別當供僧并神主不修造破壞、不

勤行佛神事由事、去四月廿八日關東御教書如此、早任被仰

下之旨、且加修治、且抽丹誠可被進卷數候、恐々謹言、

正應三

六月廿五日

（太田）
左衛門尉政頼判

院主別當供僧等御中

〔語注〕

①守護施行狀（シユゴセギョウジヨウ）

施行とは命令を取り次いで伝達するという意。幕府の御教書を諸国守護が当事者に遵行^{じゆんぎやう}を行なった。この

は丹誠を抽んじ卷數を進めらるべく候、恐々謹言、

正徳三

六月二十五日

左衛門尉政頼判

院主別當供僧等御中

ような行為を「沙汰付」という。

② 勤行（ゴンギョウ）

勤め励むことであるが、一般には仏前において、朝夕一定の時刻に、読経することをいった。

③ 且……且（カツウハ……カツウハ）

「……したり……したり」と事柄を二つ重ねる意味。文章のうえでの対句。

〔解説〕

進美寺は、鎌倉幕府の御祈祷所として手厚い保護を受け、長日大般若不断の御修法を勤行し、頼朝以来毎年読誦の卷數を守護所に送進し、守護がこれを幕府に取次いで進めるのを例としていたことはさきにみた。

正徳三年（一二九〇）再び蒙古襲来の風説が伝えら

れ、この年異国降伏の御祈祷が盛んに行なわれたのである。但馬でも幕府から守護太田政頼をして関東御祈祷所の進美寺の修造を加えしめると共に、異国降伏の祈祷の丹誠を抽んじ、その卷數送進の取次を命じている。

この文書は、四月二十八日、関東御教書を受けて進美寺の別當、供僧等にその旨を伝達した守護太田政頼の施行状である。進美寺より幕府に提出した卷數の執進者として政頼の名がみえるように、幕府の諸国諸社寺に対する異国降伏祈祷の指令は守護の手を通じて下達されていることがわかる。

進美寺領
 丁巳早澄景進退領知現物
 垣并猿谷山事
 右島并山林等者澄景之先師澄雲
 遺領也而日圓一旦雖令領知既逃脫
 寺內爲放埽非人經年序剩沽却
 彼領等權門人之由有其聞甚無謂所
 依爲澄雲之遺弟於彼領者以澄景
 所被補任也寺宜承知敢勿違失以下
 正安元年七月 日
 權大僧都法眼和尚代(花押)

(縱三〇・五種×横四四・七種)

二、延曆寺根本中堂後戶寺領
 補任狀

(補任之) (花押)
 進美寺領

可令早澄景進退領知現物

垣并猿谷山事

右島并山林等者澄景之先師澄雲

遺領也而日圓一旦雖令領知既逃脫

寺內爲放埽非人經年序剩沽却

彼領等權門人之由有其聞甚無謂所

依爲澄雲之遺弟於彼領者以澄景

所被補任也寺宜承知敢勿違失以下

正安元年七月 日

權大僧都法眼和尚代(花押)

(花押)

補任す 進美寺領

早く澄景現物〔 〕垣并びに猿谷山を進退

領知せしむべきの事、

右の畠、并びに山林等は、澄景の先師澄雲の遺領^②なり、而して日圓一旦領知せしむと雖も、既に寺内を逃脱^③し、放埒^④非人として年序を經、剩^{あまつ}さえ彼の領等を權門人に沽却^⑤の由、其の聞^{きこえ}あり、甚だ謂れなし、所詮^{しよせん}、澄雲の遺弟たるに依り、彼の領において、澄景を以って補任せらるところなり、寺宜しく承知し敢て違失することなかれ、以って下す、

正安元年七月 日

權大僧都法眼和尚代(花押)

〔語注〕

① 進退 (シンタイ) 支配。

② 遺領 (ユイリョウ)

人の死後に遺された領地。遺跡。

③ 逃脱 (チヨウダツ) 逃げ出すこと。逃散。

④ 放埒 (ホウラチ・ホウラツ)

身もちが悪いこと。ふしだらな行いをする事。

⑤ 沽却 (コキヤク) 売り渡すこと。売却。

〔解説〕

澄景の先師澄雲の遺跡の畠山林が進美寺領内にあった。澄雲死後、それらは日圓なるものが一人は支配したが、寺内を逃脱して零落したという。しかもそれらの畠・山林などを有力者をたのんで売却するといううわさが広がったため、延暦寺の根本中堂後戸の評議によって澄雲の遺弟の澄景がその遺跡を相承するよう補任されたものである。袖判の人物は未詳。

住僧等謹解
關東御祈禱所進美力
關東御祈禱所進美力
寺住僧等謹解

關東御下知以下案

觀音利生之地七社權現和光之砌行基菩薩之

靈場也

鳥羽院御宇仁平元年八月十七日為御願寺可奉祈 寶祚

下文建保三年九月日任

以當寺為御祈願所可令勤行長日御祈禱之旨

重被成廳陛下文畢就中平家追討之刻去文治元年被責八嶋

運送之時為當國惣追捕使橫山權守小野時廣奉行轉讀一万

折伏攝受之懇祈 同二年正月以來長日三十三卷

御讀經無退轉之間建久五年五月十五日為御祈禱所年來所

致勤也 國中在廳大名等不可致狼藉之旨依被成御下文建長

任右大將家御時御下文 為關東御祈禱所 國中在

廣太名守職并地頭御家人 寺於寺領田畠寺可令停止御願所

二二、進美寺住僧等解狀^①

關東御祈禱所進美力
寺住僧等謹解

關東御下知以下案
地頭御家人与判關東御下知以下紛失狀

關東御下知以下案

觀音利生之地、七社權現和光之砌、行基菩薩之

之靈場也、^因茲

鳥羽院御宇仁平元年八月十七日為御願寺可奉祈 寶祚

下文建保三年九月日任 鳥羽院^院御下文停止

以當寺為御祈願所可令勤行長日御祈禱之旨、

重被成廳陛下文畢、就中平家追討之刻、去文治元年被責八嶋

運送之時、為當國惣追捕使橫山權守小野時廣奉行轉讀一万

折伏攝受之懇祈、同二年正月以來長日三十三卷

御讀經無退轉之間、建久五年五月十五日為御祈禱所年來所

致勤也、國中在廳大名等不可致狼藉之旨、依被成御下文、建長

爲之旨實成其陛下知卑然則爲根本中堂之末寺秘蜜瑜伽之行
 浴之餘廢歷那心觀之業併傳北嶺巖岳之遺風
 兩壇供養法長日大般若不斷行法寺練行日新薰
 修年舊仍於每斗此卷數者任例送進守護所帶請取之處當
 不中意爲[○]押竹寺領田畠寺押取[○]陛下知已下重書寺帳行盜
 惡之餘[○]惡元羊八月十八日夜彼俊昌同舍弟賴憲等打入同
 條院[○]幸盛之里坊[○]致夜討強盜令致害彼兩輩等之
 條院字讀太田太郎左衛門尉政賴注進狀及罪名御沙汰之刻結
 句彼俊昌擬燒拂當寺佛閣相語惡黨等如浮雲令往反之間
 尋搜[○]隨見送任法可召捕之旨、被成陛下知畢、此上者當寺
 重書等、爲件惡黨等永可令失墜之間於、公家御願寺之
 所見者、任傍例可被召出院聽陛下文符案等之旨、所經、奏聞
 也、至[○]御祈禱所代々陛下知等者、國中皆以存知、更不可有不
 審、將又、俊昌等盜取之令紛失之條、無其隱之上者、早任實正先被
 及國判并守護地頭御家人之與判、爲申賜紛失之御下知、備案文勅
 子細[○]

聽大名守護并地頭御家人等於寺領田畠等可令停止押領狼

藉之旨、重被成陛下知畢、然則爲根本中堂之末寺、秘蜜瑜伽之行

塔之餘廢、遮那止觀之業、併傳北嶺巖岳之遺風

兩壇供養法、長日大般若不斷行法等、練行日新薰

修年舊、仍於每年御卷數者、任例送進守護所帶請取之處、當

阿闍梨俊昌、稱本吉三郎實直[○]田段地頭[○]之代官、寄事於左右

任邪意爲令押妨寺領田畠等、押取陛下知已下重書等、帳行濫

惡之餘、去元應元年八月十八日夜、彼俊昌同舍弟賴憲等打入同

條、就守護太田太郎左衛門尉政賴注進狀、及罪名御沙汰之刻、結

句、彼俊昌擬燒拂當寺佛閣、相語惡黨等、如浮雲令往反之間、

尋搜[○]隨見送任法可召捕之旨、被成陛下知畢、此上者當寺

重書等、爲件惡黨等永可令失墜之間於、公家御願寺之

所見者、任傍例可被召出院聽陛下文符案等之旨、所經、奏聞

也、至[○]御祈禱所代々陛下知等者、國中皆以存知、更不可有不

審、將又、俊昌等盜取之令紛失之條、無其隱之上者、早任實正先被

及國判并守護地頭御家人之與判、爲申賜紛失之御下知、備案文勅

子細[○]



(縦三四行×横一五五行)

関東御祈禱所進美寺住僧等謹しんで解す、
 國判并に守護・地頭御家人與判の関東御下知以下の紛失
 狀、

元亨元年三月 日 學頭大法師 了覺 (花押)

大法師 幸祐 (花押)

大法師 覺賢 (花押)

大法師 豪澄 (花押)

公文大法師 隆範 (花押)

大法師 隆範 (花押)

大法師 快慶 (花押)

大法師 祐憲 (花押)

大法師 覺辨 (花押)

院主權律師 幸憲 (花押)

〔語注〕

① 解狀 (ゲヂョウ)

古文書の様式名。一般に下級官庁から上級官庁に送る公文書で、準官庁や個人等から上級者に差し出す文書をいった。

② 紛失狀 (フンシツジョウ)

火災・盗難・破損などで正文 (原文書) が紛失した

関東御下知以下の案

(即ち當寺は聖)

(創立、兩垣登學)

觀音利生の地、七社權現和光の砌、行基菩薩の靈場なり、茲に因つて、鳥羽院の御宇、仁平元年八月十七日御願寺として寶祚延長を祈り奉るべく、應の御下文を下され建保三年九月日、鳥羽院應の御下文に任せ

(須宿の横巻)

を停止、當寺を以て御祈願所として長日の御

(乞行)

祈禱を勤行せしむべきの旨、重ねて應の御下文を成され畢

(たんづく)

ぬ、就中平家追討の刻、去る文治元年八島の逆徒を責めら

(俗觀音経を)

れるの時、當國惣追捕使横山權守小野時廣奉行として一萬

轉讀し、折伏攝受の懇祈を祈請す、同二年正月

以來、長日三十三卷の御讀經退轉無きの間、建久五年五月

(其)

十五日、御祈禱所として年來、勤を致す所なり、國中在

應大名等狼藉を致すべからざるの旨、御下文を成さるるに

依つて、建長

(三年九月十八日)

石大將家の御時の御下文に任せ

て、関東御祈禱所となし、國中在應大名守護并びに地頭御

家人等、寺領田島等を押領狼藉を停止せしむべきの旨、重

ねて御下知を成され畢ぬ、然れば則ち根本中堂の末寺と

して、秘密瑜加の行

(法、南天慈)

塔の餘塵を

(傳え)

遮那止觀

の業、併せて北嶺叡岳の遺風を傳う、

(毎月法華八講)

兩壇供養

場合、紛失状を作製して正文の無効を宣言し、兼ねて

作つてあつた案文(写し)を今後正文として用いるた

めに公の確認(証判とか与判とかいう)を求める文書

をいう。本解状は、元応元年(一三一九)八月十八日

夜、寺僧俊昌阿闍梨が舍弟頼憲と共に、赤崎莊田所職

の俊澄・幸盛の里坊に夜討強盜して二人を殺害した悪

党事件に際して進美寺の重書(重要証文)が紛失して

しまった。そこで元亨元年(一三三二)進美寺の寺僧

等が連署して紛失状を立て、紛失の顛末を記し、案文

(写し)の効力を願つて公の認可を求めたのがこの解

状である。

③大般若(ダイハンニヤ)

般若波羅蜜の理を説いた經典の総称。六百卷二百七

十五品。大乘經典の中で最大のもの。その註釈たる

「智度論」を加えると約一千巻を数える。

④重書(ジュウシヨ)

院宣、令旨、関東下知状、同御教書、証文など進美

寺の重要文書をいう。

の法、長日大般若^④不斷の行法等、練行して日に新らた、薰修して年旧し、仍って毎年の御卷敷を、例に任せて守護所に送進し、請取を帯びるの處、當^{寺之僧都}阿闍梨俊昌、本吉三郎資直田地八段の地頭の代官と稱し、事を左右に寄せ、邪意に任せて寺領の田畠等を押妨せしめんがため、御下知已下の重書等^①を押し取り、濫惡悞行の餘り、去る元應元年八月十八日夜、彼の俊昌・同舍弟頼憲等同寺^{（僧俊達）}・幸盛の里坊赤崎庄田所職に打入り、夜討強盜を致し、彼の兩輩等を殺害せしむるの條、守護太田太郎左衛門尉政頼の注進狀に就き、罪名の御沙汰に及ぶの刻^{とき}、結句、彼の俊昌當寺佛閣を焼拂わんと擬して、惡黨等を相語らい、浮雲の如く往反せしむるの間、^{（彼の在所）}を尋ね搜し、見逢^⑤に隨いて法に任せて召捕えるべきの旨、御下知成され畢んぬ、此の上は當寺の重書等、件の惡黨等のため永く失墜せしむべきの間、公家の御願寺の所見においては、傍例に任せて院應の御下文・符案等を召し出さるべきの旨、奏聞を經る所なり、^{（関東）}御祈禱所の代々の御下知等に至りては、國中皆もって存知し、更に不審あるべからず、將又、俊昌等これを盜取り紛失せしむるの條、其の隠れ無きの上は、早く實

⑤ 擬す（ギす）……せんとするの意。

⑥ 見逢い（ミアイ）出くわすこと。

⑦ 案文（アンモン）

写しのこと。正文の効力に即して作られる写しをいう。即ち紛失にともなう案文である。

〔解説〕

本文の述べるところによれば、元應元年（一一三九）八月十八日夜、寺僧阿闍梨俊昌は舍弟頼憲等と共に、赤崎庄田所職であった俊澄・幸盛の里坊に夜討強盜して二人を殺害し惡党化した。本文には「彼俊昌は當寺の佛閣を焼払んと擬し、惡黨等を相語らい、浮雲の如く往反せしむ」とある。そして進美寺の重書（重要文書）の紛失は進美寺の寺領田畠の押領をねらう俊昌等の惡党事件によって失墜せしめられてしまったという。即ち、「去る元應元年八月十八日夜、彼俊昌同舍弟頼憲等（中略）夜討強盜を致し、彼兩輩（俊澄・幸盛）等を殺害せしめるの條、守護太田太郎左衛門尉政頼注進狀につき、罪名の御沙汰に及ぶ」とある。

正に任せて先ず國判并びに守護・地頭・御家人の與判に及ばれ、紛失の御下知を申し賜らんがために、案文^⑦を備え、
子細を勒して〔以って解す〕

元亨元年三月 日

學頭大法師	了覺 (花押)
大法師	幸祐 (花押)
大法師	覺賢 (花押)
大法師	豪澄 (花押)
公文大法師	隆範 (花押)
大法師	隆嚴 (花押)
大法師	快慶 (花押)
大法師	祐憲 (花押)
大法師	覺辨 (花押)
院主權律師	幸憲 (花押)

従つて、元亨元年（一三二一）進美寺の寺僧等が連署して紛失状をたて、紛失の顛末をこの解状にしたため、正文以下を写して提出し、案文（写し）の効力の確認を願つた。次の二三号はこの申請に対して認可した國判・在庁官人（書生）等の連署の証判である。そして二四号の目下部氏の添状はこの紛失状及び証判に添えて守護所に送られた際のものであろう。紛失状の末尾に「國判并守護地頭御家人之与判」を申し賜らんことを述べている。従つて巻末には守護・地頭御家人の証判があつたのかも知れない。今は失なわれてみるこゝとができないのである。ともかく、この紛失状の証判の手續を通じて但馬国庁と守護所との当時の機能のあり方を如実に語ってくれているものといえよう。

なお、この文書は全体に虫喰など破損がめだち、不明な箇所が数箇所ある。それらについては多田辰夫氏の所蔵本（兵庫県城崎郡日高町殿）に拠つて出来るだけ埋めた。多田本は近世の写本である。



(縦三四厘×横五一厘)

件の御下知狀等紛失の條、寺僧の申狀相違なきの間、在廳等署判を加えるところ也、

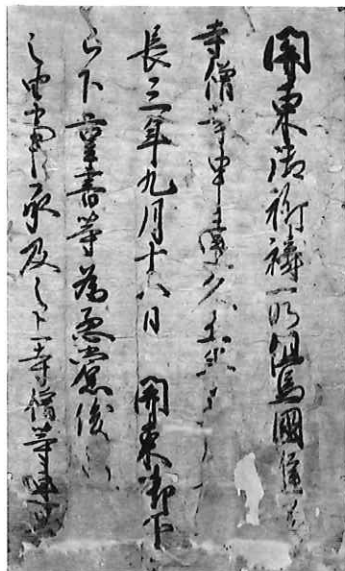
二三、但馬國判并在廳官人等 連署證判

件御下知狀等紛失之條、寺僧申狀無相違之間、在廳等所加署判也、

惣判官代 品治 (花押)
 惣判官代 紀 (花押)
 惣判官代 赤染 (花押)
 惣判官代 平 (花押)
 惣判官代 三宅 (花押)
 目代 (花押)
 大介 (花押)

[解説]

但馬国の国衙在庁官人等の証判と大介の国判、これによつて紛失狀の効力が認められ、以下の進美寺重書



惣判官代	品治 (花押)
惣判官代	紀 (花押)
惣判官代	赤染 (花押)
惣判官代	紀 (花押)
惣判官代	平 (花押)
惣判官代	三宅 (花押)
目代	(花押)
大介	(花押)

案一卷は正文に準ずることとなったわけである。従って以下の文書は案文であり、差出者の花押が「在判」「判」となっているのはそのためである(四号文書の解説を参照)。

この文書は、二十二号文書に続くものが後に編巻の際、分離したものである。

二四、在廳官人日下部某添狀

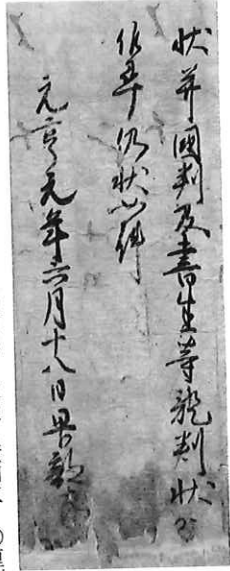
關東御祈禱所但馬國進美

寺僧等中、建久五

長三年九月十八日

被下、重書等爲惡黨俊昌

之由事、承及之上、寺僧等連署狀、



(縦三〇・五種×横四五・〇種)

関東御祈禱所の但馬國進美寺僧等申す、建久五年
(連)長三年九月十八日 関東御下知を下
され、重書等惡黨俊昌のために紛失の由の事、承
り及ぶの上、寺僧等連署状、并びに國判及び書生
等證判状(加)候畢、仍つて狀件の如し、
元亨元年六月十八日

日下部家

并國判及書生等證判状

候畢、仍狀如件、

元亨元年六月十八日

日下部家

〔解説〕

元応元年（一三一九）八月十八日夜の俊昌・頼憲等
の惡黨事件で進美寺の重書（重要文書）類が失墜せし
められたために、元亨元年（一三二一）、進美寺住僧
等が連署して解状を提出し、紛失状を立てた。そして
案文を校合して正文に準ずる効力が確認された。二三
号文書は在庁官人の証判と国守大介の国判があざやか
に署判されている。ここに「寺僧等連署状、并國判及
書生等証判」とみえるのがそれである。従つてこれは
在庁官人日下部某の添状とも呼ぶべき文書である。

進美寺息之寺中預所事爲
 兵糧新足死行之上者主計所計也
 更不可有相違者也今度抽軍忠之
 申宛恩賞之由可令下知之狀如件
 曆應二年三月十八日 御判
 守護代
 預所事 以爰之早任被仰下之旨
 可被抽軍忠之狀如件
 一月十八日 左衛門尉
 阿曾沼孫四郎殿

(縦二八・一樞×横四一・六樞)

二五、足利尊氏御判御教書并
 守護代今川頼貞遵行狀^②

進美寺廻衆等申、預所事、爲

兵糧新足宛行之上者、京都御計之間、

更不可有相違者也、今度抽軍忠者、可

申宛恩賞之由、可令下知之狀如件、

曆應二年三月十八日

御判

守護代

預所事^③、御教書如此、早任被仰下之旨、

可被抽軍忠之狀如件、

□月十八日

^①今川頼貞
^②左衛門尉 (花押)

阿曾沼孫四郎殿

進美寺廻衆等申す預所の事、兵糧新足として宛行
うの上は、京都の御計はからいの間、更に相違ある可か
らざる者なり、今度軍忠このたびを抽んずれば恩賞を申し
宛てる可きの由、下知せしむべきの状件のごと
し、

曆応二年三月十八日

(尾利魯氏
御判)

(今川頼貞か
守護代)

預所の事^③、御教書此の如し、早く仰せ下される
の旨に任せ、軍忠を抽んぜらるべきの状件のご
とし、

□月十八日

(今川頼貞)^④
左衛門尉 (花押)

阿曾沼孫四郎殿^⑤

〔語注〕

① 御教書 (ミギョウシヨ)

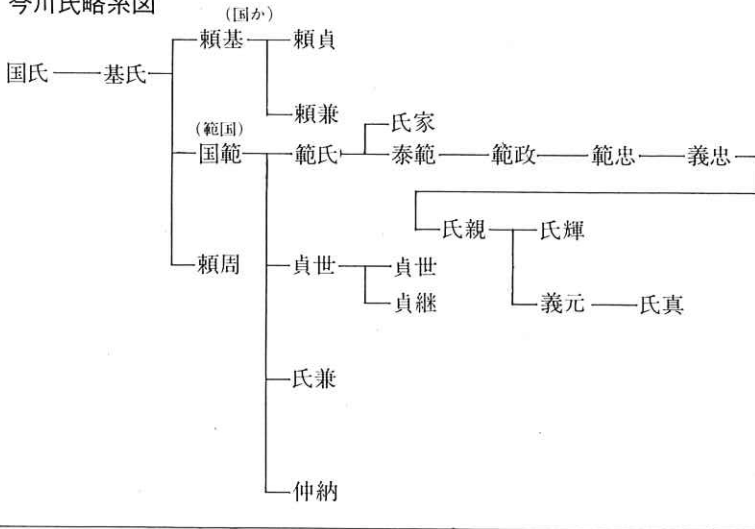
幕府の意思を伝達するための文書であつて下文・下
知状などが権利を付与した権限の永続的な効力を保証
するものであるのに対し、御教書 (一般には三位以上
の位のものが家司を通じて発給する奉書形式の文書様
式を御教書という) は限時的な効力をもたせる際に発
給された。

② 遵行状 (ジュンギョウシヨウ)

將軍の御教書を受けて守護 (この場合は守護代) が
管国の武士にくだしたもので、守護 (守護代) の作成
した文書。「左衛門尉」の花押は今川頼貞書状 (垣屋
文書) の花押と同一人の筆跡と認められる (写真参
照)。従つて曆応二年 (一三三九) 三月段階の但馬守
護代として今川頼貞が在位していたことがこの文書に
よつて知られる。

今川頼貞が当時幕府方として但馬における南朝勢力

今川氏略系図



の一掃に活躍していたことについては概説編で述べている。

③ 預所 (アズカリドコロ)

莊園の代官。進美寺領の代官職を進美寺攻略の恩賞である兵糧料所として宛てたものである。

④ 今川頼貞よしかた

今川範国の甥。頼国の子。範国は駿河・遠江の守護。『難太平記』に頼国の諸氏について「此子に駿河守千時部頼貞、同参河守勢式部頼兼、同七郎見世、同宮内少輔など云しも遁世してうせにき」と、頼貞・頼兼・見世などの名をあげている。南北朝内乱期に播磨・但馬・丹波・丹後などに幕府方の軍勢を指揮する大将として活躍している(川添昭二著『今川了俊』(人物叢書))。頼貞はこの地方の軍勢大将として軍忠状の証判者としてその名がみえる(広峯神社文書・伊達文書・臨川寺重書案文など)。

「今川家古文書写」によれば、頼貞が但馬国守護職に座位していたことは、貞和五年(一二三四)四月十

一日付や、観応元年（一二三〇）七月廿八日付の尊氏の補任状によって確められる。

⑤阿曾沼孫四郎

陸奥国の住人阿曾沼下野守元郷か。尊氏に従って幕府方に応じ各地に転戦。進美寺攻撃の戦功により恩賞として進美寺領の預所職を宛てられた。後、安芸国に下向し、安芸の守護武田守信に従う（阿曾沼内記家譜）。

〔解説〕

足利尊氏が但馬守護代をして進美寺預所職を兵糧料足に宛行うというものである。即ち、進美寺の攻略に対して預所職を軍忠の恩賞とするというのである。進美寺が当時、南朝の拠点として蜂起していたことは後にみる。そして更に守護代である「左衛門尉」が阿曾沼孫四郎なる人物に、尊氏の御教書を遵行（命令の傳達）した遵行状がみえることである。この文書自体、二つの文書の機能を一紙に認めたためずらしい複合文書となっているが、問題は、「左衛門尉」の花押である。これは既に指摘したように明らかに垣谷文書の今川頼

貞書状の花押と同一人の筆跡のものと判定でき、従って左衛門尉とは今川頼貞と断定できる。してみると、彼は守護職補任状の貞和五年（一二三九）以前の暦応二年（一二三九）三月の段階に、既に守護代として但馬の南朝勢力一掃の指揮をとっていたことが判明する。

ところでつぎの伊達義綱軍忠状（伊達文書）に注目したい。

伊達孫三郎義綱申軍忠事

右、懸出賀茂河原、致合戦忠之条、於大将御前、□^終

日抽軍忠之間、不及証人者歟、然者為後証賜御判、

為備亀鏡、恐々言上如件、

建武三年七月 日

（休題）
「一見了（今川頼貞）
（花押）」

伊達義綱が賀茂河原の合戦に参加し、軍忠を抽じたことの証明を受けたものである。当時の武士は従軍し戦闘に参加したとき自から軍忠状を提出し、属した大将の証判を受け、後日、恩賞の給付を申請する際の根

拠とした。

義綱に証判を与えている大將は他ならぬ今川頼貞である。彼は既に建武三年（一三三六）五月廿五日に義綱に対し本領「但馬国小佐郷二分方地頭職」を安堵する下知げちを与えている（南禪寺文書）。

同年八月日の別の義綱軍忠状に「凶徒等但馬国蜂起、大將御発向之間、自京都、御共仕、今月建武八月

三日罷向進寺、責上南中尾、同五日致合戦之刻、旗差

大次郎被打破頭畢、仍半死半生也、同十三日荏原責国

来、可切入城内夜責之由申之間、相連責入城内、致散

々戦、追籠凶徒等本堂、同十四日籠本堂并八角堂凶

徒等、追落訖。」（南禪寺文書）とみえ、建武三年（一三

三六）八月、但馬の南朝勢力が一斉蜂起し、京都にあ

って今川頼貞の指揮下に戦闘していた伊達義綱らは但

馬に向い、八月三日には進美寺に、八月十三日には江

原に戦っている。江原城とは本堂・八角堂等の伽藍が

向われるところから国分寺をいったものと思われる。

江原城はこの時落ちているが、進美寺城は旗差の大次

郎が頭を割られ重傷を受けているようにこの時点ではまだ落城してはいない。

翌四年には義綱は田結庄城に戦い（南禪寺文書）、そして建武五年（一三三八）（この年八月廿八日、日曆応に改元。）、

進美寺城攻、今月二日合戦之間、可被致警固之状、

如件

建武五年五月一日

伊達三郎藏人殿（義綱カ）

兵部大輔（盛茂）（花押）

（伊達文書）

とあり、進美寺文書の暦応二年の足利尊氏御判御書案の伝える状況とつながるのである。そこでいう「進美寺廻衆」とは進美寺城に籠る南朝勢力を包囲する北朝側の陣営のことであり、現地指揮官は守護代今川頼貞その人であった。当時の但馬守護はここにみえる兵部大輔盛茂であったが、彼はこの時但馬にはいなかったのではないか。この点については概説参照のこと。